

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|------------------|---|--|
| 処 分 名 | 墓地の区域の変更の許可 | |
| 根拠例規及び条項 | 多治見市墓地の経営の許可等に関する条例（平成 19 年条例第 1 号） 第 15 条第 1 項 | |
| 所 管 部 課 名 | 環境文化部 環境課 | |
| 審 査 基 準 | 関係法令等及び条項 | 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号） 第 10 条 |
| | 基 準 | <p>次の事由に該当するとき。</p> <p>○多治見市墓地の経営の許可等に関する条例 第 15 条第 2 項 市長は、第 14 条第 1 項の規定による申請については、基本原則、基本方針、第 6 条から第 8 条までの規定及び第 20 条の規定に適合する場合でなければ、許可をすることができない。</p> <p>（関連条項） 第 3 条 墓地の経営に関しては、法第 1 条の目的に則り、利用者の安定的な利用に資するために、永続性及び非営利性を確保することを基本原則とする。 第 4 条 市長は、前条の基本原則（以下「基本原則」という。）に基づいた墓地の経営に資するため、定期的に墓地の需要調査（以下「需要調査」という。）を行うものとする。 2 市長は、需要調査の結果に基づき、墓地の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 ※墓地の整備に関する基本方針（平成 23 年 2 月 1 日告示第 号） 1. 墓地を経営しようとする者は、多治見市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条に規定する者に限る。 2. 墓地を経営しようとする者が許可を受けることができる整備基数は、直近に実施した墓地需要調査結果に基づき決定するものとする。 第 6 条 墓地を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で、事務所を多治見市内に有しているもの（法人及び法人の代表者又は役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が第 14 条第 1 項に規定する申請の日前 3 年以内に法第 20 条から第 22 条までの規定により処罰されたことがないものに限る。） (3) 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体 第 7 条 墓地の敷地は、当該墓地を経営しようとする者が自ら所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）でなければならない。ただし、自ら所有する土地に準ずる土地であると市長が認める場合その他の規則で定める場合については、この限りでない。 ※ただし書きの基準（施行規則） 第 3 条 条例第 7 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の場合とする。 (1) 自ら所有する土地に準ずる土地であると市長が認める場合 (2) 条例第 6 条第 3 号に掲げる団体が経営しようとする場合で、敷地の所有者が地方公共団体である場合 (3) その他将来にわたり土地の所有権が第三者に譲渡されるおそれがなく、墓地の安定的な経営が確保されると市長が認める場合 第 8 条 市民生活における良好な環境を確保するため、次に掲げる区域において、墓地を経営してはならない。 (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する保安林及び同法第 41 条第 1 項に規定する保安施設地区 (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 2 項に規定する地区計画等の区域 (3) 史跡名勝天然記念物（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項若しくは岐阜県文化財保護条例（昭和 29 年岐阜県条例第 37 号）第 8 条第 1 項に規定する史跡、</p> |

| | | | | |
|----------------------------|---------------|---|----------------|-------------------------|
| | <p>基 準</p> | <p>名勝若しくは天然記念物又は多治見市文化財保護条例（昭和 52 年条例第 29 号）第 3 条第 1 項に規定する指定文化財のうち同条例第 2 条第 4 号に該当するものをいう。）の保全に影響を及ぼす区域</p> <p>（４） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項により指定された急傾斜地崩壊危険区域第 20 条 墓地の構造設備基準は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（１） 隣地との境界が明らかであること。</p> <p>（２） 隣地との境界には、墓石が見通せない高さの障壁、生け垣等を設けること。</p> <p>（３） 規則で定める数以上の自動車を収容できる駐車場を設けること。</p> <p>（４） 規則で定める面積以上の緑地を設けること。</p> <p>（５） 規則で定める長さ以上の有効幅員を有する通路を設けること。</p> <p>（６） その他規則で定める基準</p> <p>第 20 条 墓地の構造設備基準は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（１） 隣地との境界が明らかであること。</p> <p>（２） 隣地との境界には、墓石が見通せない高さの障壁、生け垣等を設けること。</p> <p>（３） 規則で定める数以上の自動車を収容できる駐車場を設けること。</p> <p>（４） 規則で定める面積以上の緑地を設けること。</p> <p>（５） 規則で定める長さ以上の有効幅員を有する通路を設けること。</p> <p>（６） その他規則で定める基準</p> <p>※条例第 20 号第 3 号から第 5 号及び第 6 号に規定する規則で定める基準</p> <p>第 15 条 条例第 20 号第 3 号に規定する規則で定める数は、墳墓の数に 0.05 を乗じて得た数とする。</p> <p>2 条例第 20 号第 4 号に規定する規則で定める面積は、墓地の敷地面積に 0.3 を乗じて得た面積とする。</p> <p>3 条例第 20 号第 5 号に規定する規則で定める長さは、1メートルとする。</p> <p>4 条例第 20 号第 6 号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>（１） 駐車場の出入口が、幅員 4.0メートル以上の道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する道路をいう。）に接していること。</p> <p>（２） がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。</p> <p>（３） 排水路その他の排水施設が、雨水、流水等を有効に排出するとともに、その排出によって墓地の区域内及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力を有し、かつ、適当に配置されていること。</p> | | |
| | <p>設定年月日</p> | <p>平成 19 年 10 月 1 日</p> | <p>最終変更年月日</p> | <p>平成 24 年 7 月 25 日</p> |
| <p>理 標 期 準 間 処</p> | <p>標準処理期間</p> | <p>総日数 ～60 日程度（注：休日は含まない。）</p> | | |

| | | | |
|--------|--|---------|------------------|
| 内 訳 | 墓地等経営許可までのタイムスケジュール | | |
| | <pre> graph TD A[事前協議書提出 ※計画概要を、事業者が 市長に説明・協議。] --> B[事前協議書提出 ※事前協議書受理後 60日以内] B --> C[標識の設置 ※周辺住民への計画概要周知 のため、事業者が設置。] C --> D[計画の説明 ※周辺住民への計画概要周知 のため、事業者が開催。] D --> E[計画の説明 ※周辺住民からの協議申し入れにより、 事業者が協議の場を設置する。] E --> F[経営許可の申請] F --> G[許可・不許可の通知 ※申請受理後遅滞なく] A --> A1{申請予定日 の180日前} B --> B1{申請予定日 の120日前} C --> C1{申請予定日 の90日前} D --> D1{申請予定日} F --> F1{概ね60日後} A1 --- B1 --- C1 --- D1 --- F1 </pre> | | |
| 設定年月日 | 平成 19 年 10 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 24 年 7 月 25 日 |
| 備 考 | | | |